

市税等を納めない人に対しては 厳しい措置がとられます！！

市税等が未納の方へは、督促や催告により自主納付のご協力をお願いしておりますが、それでも未納が続きますと、給与・預金・不動産などの財産調査を開始し、他の納税者との公平性を確保するためにも、差押などの滞納処分の対象といたします。

特別な事情により、市税や保険料(税)の納付が困難なときには、分割納付等ができる場合がありますので、滞納のままにせず、お早めに収税課の窓口へご相談ください。

《 納付相談窓口のご案内 》

野田市役所 2階 収税課

所在：千葉県野田市鶴奉7番地の1

電話：04-7123-1742（直通）

04-7199-4638（直通）

04-7125-1111（代表）

※ご本人以外が来庁される場合は、必ずご本人が自書作成した下の『委任状』をご持参ください。

《開設時間》

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は開設していません)

.....キリトリ.....

委 任 状

必ず委任者本人がすべて自書してください。本人自書以外の場合は受付が出来ません。

代理人 住所

氏名

生年月日

電話

委任者との関係

私は上記の者を代理人と定め、下記事項に関する権限を委任します。

記

【委任事項】 ・市税等に関する一切の件(納付、相談など)

・その他[]

年 月 日

委任者 住所

氏名

印

生年月日

電話

(日中連絡が取れる番号を記入してください。)